

[別紙2]

審　査　の　結　果　の　要　旨

論文提出者 児玉晴男

本論文は、これまで商業出版社が学術出版物の発行を通じて社会的に果たしてきた機能(以下、これを学術出版の社会的機能とよぶ)に着目して、その機能がデジタル情報技術の出現によってどのように変化しつつあるかを明らかにしたうえで、デジタル情報社会における学術出版振興のためのシステムの構築について論考したものである。

本論文は8章からなり、各章の具体的な内容は、次のとおりである。

第1章は、本研究の課題を設定し、デジタル情報社会において学術出版を振興するための基本的考え方を提示している。

第2章は、学術出版の現状を分析している。そして、市場経済システムの中ににおける商業出版社の企業としての特性と、それを前提にして行われている学術出版の現状の分析を通して、学術出版が出版の経済性と公共性との均衡のうえに成り立っているものであり、デジタル情報社会においては出版の経済性と公共性との間の新しい均衡を見いだされなければならないことを指摘している。

第3章は、デジタル情報技術と学術出版との関係を、出版活動そのものの出版産業から情報産業への移行という大きな流れの中で、分析している。具体的に、学術出版をデジタル情報社会の中で振興するためには、従来のような出版産業による経済財としての出版物に代って、情報産業による情報財の創造が必要であること、またその形成・流通・利用にあたっては、デジタル情報技術が著作物の伝達・複製に及ぼす変化に適合した技術的な対応と制度的な対応に関して、それらの整合性を十分考慮しながら、検討する必要があることを指摘している。

第4章は、情報産業における情報財の創造としての、学術出版物のコンテンツの形成について分析している。まず、デジタル情報技術とデジタル的な複製によって産み出される学術出版物のコンテンツは、文化的所産であると同時に、商業的な利用にも供しうるソフトウェア的制作物であるという二重の性質

を兼ね備えている点を指摘している。そのうえで、一方では情報産業によって産み出される情報財であり、他方では著作物の出版にかかる特質から公共的な利用の対象にもなりうる学術出版物のコンテンツの形成・流通・利用に関しては、それらを円滑にするシステムの構築が必要であることを説いている。そして、第5章から第7章において、そのための情報システム、法システム、社会経済システムについて検討している。

第5章は、学術出版物のコンテンツの流通に関する情報システムの構築について論考している。すなわち、情報ネットワークにおける著作物流通に関する電子的著作権管理システムの種々の方式は従来の出版物の流通システムを擬制したものであるとしたうえで、この権利の保護が強調される技術的な管理システムが実際的に健全性の付与された学術出版物のコンテンツの流通を保証するために必要な技術であるという立場から、情報システムの構築を論じている。

第6章は、学術出版物のコンテンツの流通に関する法システムの構築について論考している。わが国の著作権法上、出版物は著作物をそのまま複製したものであるとされているものの、実際には出版物は著作物と全く同じものではないことを指摘している。そして、この問題点の明確化を通じて、出版物および出版者に関する制度の現状と慣行上の権利の実情を分析しつつ、学術出版物のコンテンツの流通を円滑にする合理的な法システムの構築を論じている。

第7章は、学術出版物のコンテンツの利用に関する社会経済システムの構築を論考している。具体的に、情報ネットワークを介した学術出版物のコンテンツの利用に関しては、その経済性と公共性との均衡が必要であることを再度明らかにした上で、その観点から、次のような社会経済システムの構築を論じている。すなわち、まず情報財としての学術出版物のコンテンツの経済的な利用に関するシステムを構築したのち、その公共的な利用については、学術出版物のコンテンツに関わる権利と学術出版物のコンテンツにアクセスしデジタル的な複製を行うことによって利用するという権利を区別することによって、学術出版物のコンテンツに関する社会経済システムを構築しようとするものである。そして、このような社会経済システムの構築によって、デジタル情報社会における出版の経済性と公共性の新たな均衡が導けると説いている。

第8章は、本研究の結論であって、要素システム(サブシステム)としての情報システム、法システム、社会経済システムを総合した学術出版物のコンテンツ形成・流通・利用システムは、学術出版の経済性と公共性との間の新しい均衡を可能にし、デジタル情報社会において学術出版の社会的機能を実現するものになるとしている。また、そのようなシステムは、著作者の創作あるいは研究者の発想を支援するシステムともなりうると同時に、それによって、これま

で出版社が維持・履歴管理してきたコンテンツを研究者(著作者)と利用者との間で循環させることができが可能になり、そのことがひいては文化的所産となる情報の創造をより活発にすることになると説いている。そして最後に、本論文が主張している学術出版物のコンテンツ形成・流通・利用システムは、現在問題となっている電子図書館構想の社会的基盤(インフラ)、その中でも特にソフト面で民間の資本を活用する形態をとることを可能にし、これまで出版産業に関与してきた出版社が情報産業においても積極的に信頼性が高く、かつ学術的価値をもつコンテンツの产出機能に寄与できる環境を与えることになるとの結論を与えていた。

本論文の特徴は、著者自身が商業出版社に属する編集者であるということから、主として実務の観点から、国立国会図書館および公共図書館における学術出版物の利用に関して現実に起きている問題を念頭におきながら、デジタル情報社会という新たな環境の下で、その問題の解決を探ろうとしている点にある。具体的に、本論文において著者は、出版物のコピー問題、国立国会図書館の蔵書のデジタル化、および電子図書館のネットワークアクセスとデジタル複製などの問題について、「学術出版の経済性と公共性」をキーワードとして、商業出版社と公共図書館との協調関係の中に問題解決の糸口を見つけようとしている。

本論文は、実務的な観点から、上記のような現実の問題に解決の糸口を与るために、学術出版物のコンテンツ形成・流通・利用システムを構築することによってデジタル情報社会における「学術出版の経済性と公共性」の新たな均衡を模索している点に関して高く評価できるものの、現段階ではその実現可能性の検討は必ずしも十分ではなく、今後の課題である。このように残された課題があるとはいえ、本論文が情報通信技術を用いて形成され、さらには情報ネットワークを介して流通・利用される学術出版物のコンテンツの経済性と公共的な利用との新たな均衡を見出した点は社会的に有益であり、学術的な論考として関連学会に貴重な貢献を果たしうると評価できる。

よって本論文は、博士(学術)の学位請求論文として合格と認められる。